



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社滝澤鉄工所  
代表者名 代表取締役社長 原田 一八  
(コード番号 6121 東証 第1部)  
問合せ先 執行役員管理部長 林田 憲明  
(TEL. 086-293-6111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更について平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 85 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）が平成27年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約できる会社役員~~の範囲~~が変更されたことに伴い、新たに責任限定契約ができることとなった業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分発揮できるようにするため、現行定款第35条第 2 項を変更するものがあります。

なお、定款一部変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。 (下線は変更部分を示します。)

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| 第35条（損害賠償責任の一部免除）<br>1. 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の本会社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役、社外監査役及び会計監査人</u> との間で、任務を怠ったことによる本会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 <u>社外取締役</u> については1,000万円以上、 <u>社外監査役</u> については250万円以上、 <u>会計監査人</u> については2,500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が定める額のいずれか高い額とする。 | 第35条（損害賠償責任の一部免除）<br>1. (現行どおり)<br><br>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（ <u>業務執行取締役等であるものを除く。以下同じ。</u> ）、監査役及び会計監査人との間で、任務を怠ったことによる本会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 <u>取締役</u> については1,000万円以上、 <u>監査役</u> については250万円以上、 <u>会計監査人</u> については2,500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が定める額のいずれか高い額とする。 |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

以上